

館林市パブリックコメント募集結果報告書

募集案件		館林市立地適正化計画（案）に関する意見募集	
募集期間		令和7年12月22日～令和8年1月22日（木）	
募集結果	提出者数	2人	
	意見数	19件	
	提出方法内訳	郵送 件・FAX 件・メール 件・直接 19件	
市の対応状況		①反映させた意見数：10件 ②反映させられなかった意見数：9件	
意見等の概要と市の考え方			
整理番号	意見等の概要		市の考え方
1	<p>今後、高齢化率が高まる社会では、日常生活に必要なサービスは、歩いて買いに行けるという環境を多くの市民へもたらすことが重要。</p> <p>高齢者、障がい者、妊婦・幼児といった「活動しづらさ」をかかえる市民に配慮したバリアフリーやユニバーサルデザインといった取り組みについて頁を割いて頂きたい。</p>		<p>ご意見のとおり、生活に必要なサービス・施設を一定の範囲内に誘導していくことで、コンパクトシティを形成し、移動手段を自動車以外のものに転換していくことも目的の一つになっています。</p> <p>また、バリアフリーやユニバーサルデザインという観点もまちづくりには必要な考え方であり、居住誘導に関する施策として「歩行者・自動車空間の安全性・利便性の確保」、「歩車共存道路の推進」といった施策の中で進めていくこととしています。</p> <p>立地適正化計画は土地利用に主軸をおいた計画であり、バリアフリーやユニバーサルデザイン等の考え方について記載の追加は行いません。</p>
2	<p>茂林寺前駅周辺も地域拠点として位置付けることにより、明和町・千代田町との連携において一定の役割を果たすのではないかと。</p>		<p>ご意見のとおり、茂林寺前駅は、鉄道駅であることから、現状においても拠点の候補として考えられますが、他の駅周辺と比較し浸水リスクが高く、一定の都市機能が集積している状況にはないことから、地域拠点としての設定をしていませんが、誘導区域の設定や、拠点としての位置付けについては、今後の土地利用等の状況に合わせて、引き続き検討してまいります。</p>
3	<p>P.49のA3「居住誘導区域の範囲図」について、市役所位置、鉄道路線と駅、国道が色付きで示されていれば、各区域について大凡の見当をつけられるため、わかりやすいのではないかと。</p>		<p>ご意見を踏まえ、市役所の位置や鉄道路線、駅、国道などがわかるように記載を修正しました。</p>
4	<p>（苗木町の）総合福祉センターは、「プールと不可分のため現地建替が想定されており」とあるが、「中</p>		<p>介護福祉機能は、都市機能誘導施設の対象として位置付けており、中でも保健・福</p>

	心拠点」に移設した方が、福祉サービスの向上につながるのではないかと考える。	<p>祉施設は中心拠点に立地すべき施設としています。</p> <p>個別具体の施設の立地については、公共施設等総合管理計画も踏まえながら、検討しているところです。</p> <p>なお、誘導施設の届出に係る考え方を整理するため、総合福祉センターについて記載がありますが、現状の記載では、施設のあり方に言及するような表現とも読み取れるため、削除することとします。</p>
5	P. 37 の防災・減災の施策のひとつ「無電柱化事業の促進」について、浸水リスクのある館林市において unnecessary のではないか。	<p>近年の台風や豪雨等の災害では、倒木や飛来物起因の電柱倒壊による停電並びに通信障害が長期間に及ぶケースも報告されており、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が進められています。そのため、引き続き必要な取組として位置付けています。</p>
6	P. 1 図中のフィーダー輸送についてわからなかったため、注釈をつけた方が良いのでは。	わかりづらいとのご指摘をふまえ、注釈を追加します。
7	P. 2 「国、都道府県、市町村の役割分担・連携による広域調整が可能」の図中に「区域MP」と表記があるが、ここで初出なので、略称の注記等が必要ではないか。	<p>ご指摘のとおり、わかりづらい表現となっておりますので、表現を修正しました。</p> <p>ちなみに「区域MP」は、「東毛広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（通称：区域マスタープラン）の略です。</p>
8	P. 10 「公共交通利便地域」の表と凡例、その下の説明の文言が整合していないのでは。	説明について整合するように修正を行いました。
9	P. 13 浸水想定における被災人口について、時点修正が行われていないのでは。	時点がわからず、内容が誤解を招く表現であることから、記載を修正します。
10	P. 14 矢場川洪水浸水想定区域図について、鶴生田川が浸水しないように見受けられるがなぜか。	<p>こちらは、国土交通省作成の矢場川に係る洪水浸水想定区域を表しているためです。</p> <p>矢場川の浸水想定において鶴生田川は直接関連しないため、こちらの図では鶴生田川の浸水想定は表示されません。</p>
11	P. 23 【拠点の評価と方向性】の表中「成島駅南周辺地区」視点2の文言にある「関東短大附属高校」の記載については誤りではないか。	<p>現在は名称が変更になっているため、記載は誤りでした。</p> <p>正しくは、「関東学園大学附属高等学校」になりますので修正します。</p>
12	P. 66 「計画の策定経緯」について、改定の経緯についても記載すべきではないか。	今回の改定については、計画を大きく変更するものではなく、軽微なものであることから、計画に記載する必要性は低いと考えられるため、記載しないものとします。

1 3	P. 35 【都市機能誘導施設の対象となる施設の分類】について店舗面積 3, 000 m ² 以上のものについて「小売店舗」という定義ではわかりづらいのでは。	「小売店舗」という表現ではわかりづらく、意味が重複する部分もあることから、「大規模商業施設」に修正します。
1 4	P. 38・39 について、バス停の表記が他と重複しており見づらい部分ため、修正した方がよいのでは。	他の線と重複しており見えない部分がありましたので、修正しました。
1 5	P. 60 で居住誘導区域内の人口密度の目標として「39 人/ha」としているが、区域に増減等の変更がなければ、達成は難しいのでは。	厳しい目標値ではありますが、誘導施策に基づき、都市機能の誘導や居住の誘導を図ることにより、目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えています。
1 6	P. 61 指標 4 で商業サービス施設の数を設定しているが、中間評価の時点で目標値を達成しているのに、目標値は見直さないのか。	指標値は、計画の目標年において達成すべき指標であります。 商業サービス施設の数については、数が増えたから達成ではなく、商業機能を持続的に提供する環境を維持することが重要であると考えております。 そのため、現時点での見直しは行いません。
1 7	P. 64 居住誘導区域の人口密度の表中にある「居住誘導区域 (666ha)」は表記の誤りではないか。	こちらについては、「居住誘導区域外」(666ha) が正しい表記でしたので修正いたします。
1 8	巻末の用語解説にある避難所・避難場所の表記についてわかりづらい。	避難所・避難場所の定義としては、防災用語としての位置付けに基づいて整理しているため、このままとします。
1 9	P. 10 【公共交通利便地域】 P. 11 【生活サービス施設の立地状況】 P. 37 【館林駅周辺地区における施設の分布状況】 について、内容を更新すべきではないか。	立地適正化計画は、コンパクトシティ形成のため、誘導区域を定めて、誘導施策を講じながら、ゆるやかに居住及び都市機能の立地の誘導を図ることを目的としています。 しかしながら、立地を誘導するためには、中長期的な視野に基づき時間をかけていく必要があります。 館林市においては、大きな社会情勢の変化は生じていないことから、今回の改定では法改正に伴う対応や施策等の中間評価に伴う見直しを実施しており、当該資料は見直しの対象外としています。 次回の改定時には、人口動態や土地利用の変化など各種法令に伴う調査結果も踏まえながら、計画の見直しを図る予定です。

素案修正概要		
変更前	変更後	変更理由
—	P.1 ※フィーダー輸送とは、幹線と接続して支線の役割もって運行されるコミュニティバス等による輸送。	記載内容についてわかりやすくするため
—	P.2 「◆国、都道府県、市町村の役割分担・連携による広域調整が可能」の行中に「区域MP」の説明文言を追加。	記載内容についてわかりやすくするため
P.10 凡例 公共交通利便地域 公共交通不便地域 公共交通空白地域	P.10 凡例 公共交通の利便性が高い地域 公共交通の利便性が低い地域 公共交通の利用が不便な地域	図と説明に整合性をとるため
P.13 市全体の70% (55千人)・・・(中略)・・・市街化区域でも68% (34千人)	P.13 市全体の70%・・・(中略)・・・市街化区域でも68%	時点についてわかりづらく誤解を招く表現であったため。
P.23 関東短大附属高校	P.23 関東学園大学附属高等学校	正しい名称に変更するため
P.34 保健・福祉施設に対する役割や配置の考え方について 「※既存の総合福祉センターは・・・(中略)・・・届出が必要となる。」	削除	誤解を招く表現であることから削除するもの
P.35 小売店舗	大規模商業施設	わかりづらく意味が重複するものであったため
P.38・39 「施設の分布状況」	P.38・39 「施設の分布状況」	図の表記がわかるように修正
P.49 「居住誘導区域の範囲」について、行政界・市街化区域・都市機能誘導区域・居住誘導区域のみを記載	P.49 「居住誘導区域の範囲」について、市役所の位置、鉄道駅や鉄道路線、国道について記載を追加	多くの方にわかりやすい内容とするため
P.64 居住誘導区域 (666ha)	P.64 居住誘導外区域 (666ha)	記載が誤っていたため
<p>問い合わせ：実施担当課名 都市計画課</p> <p>電話番号 0276-47-5150 (直通)</p> <p>FAX番号 0276-72-8871</p> <p>E-mail toshikei@city.tatebayashi.gunma.jp</p>		